

公租公課の概要について

2023年3月15日
北海道電力株式会社

- 公租公課は、法人税法、地方税法およびその他税に関する法律の定めるところにより、供給計画や設備投資計画などを前提に算定しています。
- 今回原価は、事業税および法人税等の増加に伴い、前回と比較して14億円増加しています。

(億円)

	今回 (A)	前回 注2 (B)	差 (A - B)	主な増減要因
水利使用料	11	12	▲ 0	
固定資産税	66	72	▲ 6	償却進行による課税標準額の減少
雑税 注1	14	20	▲ 6	泊発電所停止継続に伴う核燃料税の減少
事業税	67	57	10	収入金額の増加による増加
法人税等	50	34	16	託送原価相当額控除後の前回に比べて増加
合計	208	195	14	

注1 道市町村民税、核燃料税、循環資源利用促進税 など

注2 前回原価は、託送原価相当額を除いています。

※ 端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

- 当社は、法人税等の算定において、料金算定規則に基づいて算定しています。
- 法人税等のうち利益準備金積立額については、前回改定時は利益準備金の積立限度に到達していたため算入していませんでしたが、前回改定後の2014年に欠損の補填等のため、利益準備金の全額を取崩しました。
- このため、現時点において利益準備金が積立限度に到達しておらず、配当を行う場合には、会社法の定めるところにより、配当金額の10%を利益準備金に積み立てる必要があります。
- したがって、法人税等の算定においては、料金算定規則の「発行済株式の数及び一株当たりの配当金額を基に算定した配当金並びに会社法に定めるところにより算定した利益準備金」との定めに基づき、当該利益準備金積立額を含めて算定しています。
- なお、2021年度末のその他利益剰余金は901億円となっておりますが、2022年度の大幅な損失計上見込みを踏まえると十分な残高とはいえず、利益準備金への振替は難しいと考えています。

会社法 445条（抜粋）

- 4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に10分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。